

「公的統計の整備に関する基本的な計画（案）」
に関する意見募集の結果について

◆ 意見募集期間 令和5年2月1日～3月2日

◆ 意見総数 延べ18件（9者）

◆ 項目別意見数

- 全体について 1件
- 第1 施策展開に当たっての基本的な方針 1件
 - 3 第IV期基本計画における施策展開の基本的な視点 (1件)
- 第2 公的統計の整備に関する事項 2件
 - 4 人口や暮らしに関する統計の整備 (2件)
- 第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備 11件
 - 2 統計利活用の推進基盤の改善・強化を通じた統計の有用性確保・向上 (1件)
 - 3 PDCAサイクルの確立による統計の信頼性の確保 (2件)
 - 4 統計基盤のデジタル化の推進 (1件)
 - 5 統計リソースの確保・人材育成 (2件)
 - 6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組 (5件)
- その他（用語・形式等）について 3件

「公的統計の整備に関する基本的な計画（案）」に対する提出意見の概要

通し番号	該当項目	延べ意見数	提出意見の概要	意見を踏まえた計画案の修正の有無	計画案（諮問案）に記載されている関連の記述	備考
1	全体	1件	公的統計の不適切事案が発生し、メディアで報道されたことは記憶に新しいが、今回の計画において、不適切事案の防止や罰則について記載されていないことから、修正が必要ではないか。	修正なし (対策については、右の記載のとおり、取組を進めてまいります。)	P31-32 第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備 3 P D C Aサイクルの確立による統計の信頼性の確保 (1) P D C Aサイクルの定着 …このため、建設工事受注動態統計調査の事案を受けた再発防止策は、毎月勤労統計調査の事案を踏まえた取組の基礎となる総合的品質管理（T Q M）の考え方は引き継ぎつつ、さらに深化させることとした。具体的には、業務マニュアルの整備、組織内での共有や見直し・更新、実際の統計作成プロセスが業務マニュアルに沿って行うことができたか、見直すべき点はなかったか等の自己点検のルール化を行うこととした。 さらに、こうした重大事象の発生を抑止し、公的統計の品質の確保と向上を図っていくためには、現場の担当者だけの取組では限界があることも認識された。 このため、統計幹事等のトップマネジメントの立場にある幹部職員が、社会や統計ユーザー等を第一に考えて、主体的・積極的に統計作成プロセスの適切なマネジメントに取り組むこととした。 一方、本来、公的統計の品質の確保・向上は、誤りを防ぐのみならず、有用な統計の作成・提供をも目指すものである。このため、各府省が行う自己点検では、誤りにつながりかねない問題点の把握に加え、統計が社会・経済動向を的確に把握・分析するものとなっているかの確認を行い、その結果を、作成方法等の改善のみならず、調査事項の変更や新たな統計整備につなげることが重要である。 このような自己点検・自律的改善を円滑かつ効果的に行うためには、調査対象の動向や調査環境の変化を熟知している各府省が、P D C Aサイクルを定着させ、重大事象の発生の抑止と統計の不断の改善に、自ら取り組む必要がある。また、そのような各府省の取組を、総務省及び統計委員会が技術的に支える必要がある。 これらを踏まえて、第IV期基本計画期間においては、各府省に、統計幹事等の下、総合的品質管理（T Q M）の考えに基づき、業務マニュアルの整備・更新を進め、自己点検とその結果に基づく自己改善の取組を行う体制を確立する。あわせて、これを支援する総務省の機能を充実し、取組を軌道に乗せる。その際、各府省は、社会や統計ユーザー等を第一に考え、公的統計の品質表示や自己点検の結果の開示など、ユーザーに対する情報提供を充実する。	第4回第4WG (共通基盤)
2	第1-3 (3) ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進	1件	統計データの利活用を促進するため、e-Stat（政府統計の総合窓口）の操作性やユーザビリティの向上をお願いしたい。	修正なし (取組については、右の記載のとおり、進めてまいります。)	P27-28 第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備 2 統計利活用の推進基盤の改善・強化を通じた統計の有用性確保・向上 (1) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進 …統計ユーザー等の更なる利便性向上のためには、公的統計の数値データが機械判読可能な状態で、コード化されたメタデータ付き情報としてデータベース化され、数値データレベルでの検索も可能なワンストップサービスとして提供されるなど、デジタル化の進んだユーザーにもフレンドリーな形での提供が広がることが望ましい。 これを踏まえて、第IV期基本計画期間においては、e - S t a tへの集約、デジタル技術を用いた機械判読可能な形式でのデータ提供の拡大などを引き続き進めるとともに、e - S t a tのユーザーインターフェース等の改善、メタデータ整備の改善、データカタログ機能の追加等を行う。	第2回第4WG (共通基盤)
3	第2-4 人口や暮らしに関する統計の整備	2件	本計画に「ジェンダー統計として、男女2区分に加えてSOGI（性的指向・性自認）の視点を加えることが性的マイノリティの人権保障やジェンダーデータの品質向上に不可欠であり、その観点を加えて調査の工夫・改善・充実を図る。」旨、明記することが必要である。	修正なし (「統計調査の実施に際し、多様な性への配慮の必要性について、検討を行う」こととしています。 ご提案は、各統計調査の実施に際し、検討することとなるため、関係府省にも共有することといたします。)	P19-20 第2 公的統計の整備に関する事項 4 人口や暮らしに関する統計の整備 …男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）については、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、引き続き男女別データの把握に努め、年齢・地域等様々な区分による分析に資する統計の提供を推進する。また、統計調査の実施に際し、多様な性への配慮の必要性について、検討を行う。	第4回第3WG (国民生活・社会統計)
4			SHA(A System of Health Accounts)については、推計方法上の課題等が残されているほか、情報公開も不十分であることから、第IV期基本計画で議論する必要があったのではないかと。第IV期期間中に統計委員会又は厚生労働省内に検討の場を設置できないか。 SHAを基幹統計化し、政府の責任の下、利用者への説明責任を果たすべきである。	修正なし (「社会保障費を統計的に的確に把握するための検討」において、併せて検討をしております。 ご提案は、この検討で活用するため、関係府省にも共有することといたします。)	P20 第2 公的統計の整備に関する事項 4 人口や暮らしに関する統計の整備 …さらに、行政記録情報等も活用しつつ、社会保障費を統計的に的確に把握するための検討を進める。	-
5	第3-2 (3) E B P Mの推進・統計の活用の促進	1件	統計の充実が政府の予算の効果的使用や非効率の削減にもつながることを明記して統計予算の充実を図るべきである。	修正なし (ご提案は、統計委員会が行う「統計リソースの重点的な配分に関する建議」の検討で活用することといたします。)	P37 第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備 5 統計リソースの確保・人材育成 (1) 統計リソースの確保 …これを踏まえて、第IV期基本計画期間においては、各府省は、定型的な業務などについて外部委託を活用する一方、統計作成の企画、品質管理、評価や見直しなどに十分なリソースを投入する。特に、統計の品質管理体制を充実するため、「統計分析審査官」を見直し、令和5年（2023年）4月に、統計の品質管理全般の中核となる「統計品質管理官（仮称）」を新設する。また、中央統計機構（（4）参照）は、公的統計全般の品質を維持・向上するための専門体制に必要なリソースを確保して、各府省の取組を支援する。 統計委員会は、このような時代の変化に的確に対応するための統計リソースの確保を徹底するため、平成31年（2019年）から行っている統計行政の重要課題の推進のための「統計リソースの重点的な配分に関する建議」を引き続き行う。	第4回第4WG (共通基盤)

通し番号	該当項目	延べ意見数	提出意見の概要	意見を踏まえた計画案の修正の有無	計画案（諮問案）に記載されている関連の記述	備考
6	第3-3 (1) P D C Aサイクルの定着	2件	統計不正について再発を防止するためには、きちんとした記録をとり裏付けとなる情報を合わせて一定期間保管すること、恣意的な結果の操作を排除し、調査に影響を与えられないような仕組みを考え、きちんと手順を守ることが必要ではないか。	修正なし (記録の作成・保存・管理や手順の遵守については、右の記載のとおり、取組を進めてまいります。)	P67-68 別表 今後5年間に講ずる具体的施策 「第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」部分 No.65-67 ○ 令和4年度（2022年度）における取組の結果を踏まえ、各府省における業務マニュアルの適切な整備を促し、統計調査の業務プロセスの標準化を進展させる観点から、業務マニュアルに記載すべき内容の目安を示す「統計作成ガイドブック」を策定する。また、事後検証（自己点検）や統計作成プロセス診断において、業務マニュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの確認・診断が的確に実施されるよう、点検・評価ガイドライン及び「統計作成プロセス診断の要求事項」の改定を行う。 ○ 上記による改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）を行うとともに、策定された「統計作成ガイドブック」を踏まえ、業務マニュアルの必要な改定を行い、それに基づき、業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行う。その際、各府省の統計幹事は、業務マニュアルの整備・更新や P D C Aサイクルの確立・定着についてリーダーシップを発揮し、業務マニュアルの整備・共有状況を確認し、担当者に必要な助言・指導を行うとともに、事後検証（自己点検）が的確に行われることを確保するため、検証の結果やそれを踏まえた対応の確認を行う。 ○ 改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）が各府省において実施される際に、これと併せて、「統計作成プロセス診断」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行う。その際には、令和4年度（2022年度）に実施した「点検・確認」の結果も踏まえ、各統計調査の実情に応じて診断事項の重点化を行うなど、効果的かつ効率的な実施を図る。	第4回第4WG (共通基盤)
7			統計不正を繰り返さないためには、以下の点について公表を義務化することを明記すべきである。 1. 調査票の回答結果から母集団推定値を算出する集計式、回答数、調査項目ごとの回答数、無回答数とその処理方法 2. 外れ値の処理とその基準の算式 3. 調査回答の集計における、都道府県自治体や委託調査会社への指示文書、示している集計作成マニュアル	修正なし (メタデータ整備の改善や情報提供、マニュアルの整備等については、右の記載のとおり、進めてまいります。 ご提案は、ユーザーに対する情報提供の充実の検討の参考にさせていただきます。)	P7 第1 施策展開に当たっての基本的な方針 3 第IV期基本計画における施策展開の基本的な視点 (4) 品質の高い統計の作成のための基盤整備 …特に、各府省は、幹部職員の下、社会や統計ユーザー等を第一に考えて、主体的に統計の総合的品質管理（T Q M）や統計作成プロセスの標準化やメタデータを含む情報提供の質の向上に取り組む。 P28 第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備 2 統計利活用の推進基盤の改善・強化を通じた統計の有用性確保・向上 (1) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進 …これを踏まえて、第IV期基本計画期間においては、e - S t a tへの集約、デジタル技術を用いた機械判読可能な形式でのデータ提供の拡大などを引き続き進めるとともに、e - S t a tのユーザーインターフェース等の改善、メタデータ整備の改善、データカタログ機能の追加等を行う。 P32 3 P D C Aサイクルの確立による統計の信頼性の確保 (1) P D C Aサイクルの定着 …これらを踏まえて、第IV期基本計画期間においては、各府省に、統計幹事等の下、総合的品質管理（T Q M）の考えに基づき、業務マニュアルの整備・更新を進め、自己点検とその結果に基づく自己改善の取組を行う体制を確立する。あわせて、これを支援する総務省の機能を充実し、取組を軌道に乗せる。その際、各府省は、社会や統計ユーザー等を第一に考え、公的統計の品質表示や自己点検の結果の開示など、ユーザーに対する情報提供を充実する。	第4回第4WG (共通基盤)
8	第3-4 統計基盤のデジタル化の推進	1件	オンライン回答を可能にする等、統計調査にあたる人的リソースの節約に関する取組については支持する。 一方で、回答の完全オンライン化は情報機器の利用に不慣れな国民の回答率を引き下げ、調査結果に歪みを発生させることとなるため、そのような変更を推進するような計画とならないよう留意する必要がある。 また、政策立案の根拠となる統計の質を低下させる動きに繋がらないよう、統計の質を担保した上での業務効率化と明記すべきである。	修正あり (「調査結果に歪みを発生させることとなるため」といったご指摘に対して、オンライン回答が困難な者への支援を基本計画に追記いたします。 なお、統計の作成の効率化と正確性の確保を同時に目指すことについては、右の記載のとおり進めてまいります。)	P7 第1 施策展開に当たっての基本的な方針 3 第IV期基本計画における施策展開の基本的な視点 (5) デジタル技術や多様な情報源の活用などによる正確かつ効率的な統計の作成 調査環境の変化等に適切に対応しつつ、デジタル技術の進化やデータ利活用に係る環境の進展等を踏まえ、統計調査や統計作成方法の効率化・報告者の負担軽減に取り組むとともに、より正確な統計の作成を目指す。 <参考> 第37回企画部会資料から抜粋（基本計画本文の追記・修正） オンライン回答が困難な調査対象者への対応として統計調査員等によるオンライン回答の支援、オンラインシステムの回答しやすさの向上、コールセンターによるオンラインシステムの操作等に関する質問受け付け等の取組を強化する。	第5回第4WG (共通基盤)
9	第3-5 (2) 統計人材の育成	1件	統計関係学術団体との連携や「統計検定」の活用も本計画に加えるべきである。	修正なし (国の人材の育成については、右の記載のとおり、統計データアナリスト・統計データアナリスト補という部内資格者の確保、育成、配置を加速することとしております。また、これらの資格の認定基準については、統計検定などの水準に配慮しております。 民間の人材の育成については、右の記載のとおり、大学等との連携を引き続き進めることとしており、その中で、学会等との連携を進めてまいります。)	P38 第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備 5 統計リソースの確保・人材育成 (2) 統計人材の育成 …こうした状況を踏まえて、第IV期基本計画期間においては、専門人材の不足は、統計ユーザー等に対し、そのニーズへの対応を遅らせ、また、不適切処理などによる影響を及ぼすものであるとの認識に立って、職員に対する研修の充実、「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」の確保・育成・配置の加速に引き続き取り組む。 P47-48 6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組 (2) 統計調査の環境整備、国民全体の統計に対する理解増進 (統計の利活用を通じた統計調査に対する理解の増進) …また、平成30年（2018年）から実施している統計データ分析コンペティションでは、毎年、着実に応募件数が増加しており、大学等と連携したセミナーや教員対象の講習会の開催なども開催回数を伸ばしてきている。 (今後の取組) 一方、このような啓発・周知の取組の中には、効果が発現するまでに期間を要するものもある。これらの取組は、一過性のものとはせず、継続的に対応していくことが必要となる。 このため、第IV期基本計画期間においては、統計調査の意義や必要性に関する国民の理解を深め、統計ユーザー等に品質の高い統計を着実に提供するとともに、基本的な考え方に立って、こうした取組を着実に継続するとともに、個別の統計調査における調査環境の実情、回収状況の動向などを把握しつつ、必要な取組の改善を弾力的に行う。	-

通し 番号	該当項目	延べ意見数	提出意見の概要	意見を踏まえた計画案の 修正の有無	計画案（諮問案）に記載されている関連の記述	備考
10	第3-5 (3) 地方公共団体との連携・支援	1件	共働き世帯の増加や雇用環境の変化など社会状況が大きく変化する中において、調査員の担い手不足は深刻化している。一方、統計調査の実施に当たっては、伝統的な調査員調査を前提とした制度設計は限界となっており、調査手法の抜本的な見直しを実施すべきである。	修正なし (統計調査員の確保や支援、調査手法の見直し(オンライン調査の推進、行政記録情報の活用やビッグデータの活用等)の取組については、右の記載のとおり進めてまいります。)	P7 第1 施策展開に当たっての基本的な方針 3 第IV期基本計画における施策展開の基本的な視点 (5) デジタル技術や多様な情報源の活用などによる正確かつ効率的な統計の作成 …特に、統計調査や統計作成に、新たなデジタル技術を効果的に導入していく。オンライン調査については、導入率は約9割に達しているにもかかわらず、実際の利用率が低迷しており、今後の利用率の向上を目指すなど、既存のシステムの改善に取り組む。 また、正確かつ効率的な統計の作成に有効と考えられる行政記録情報やビッグデータについて、法令上の制約、データの偏り等の特性、電子化の状況等利活用上の様々な課題の解決に取り組む。その際、デジタル社会の実現に向けた取組の一環として行われる、政府のデータ利活用に係る基盤の整備等の取組と連携する。 P40-41 第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備 5 統計リソースの確保・人材育成 (3) 地方公共団体との連携・支援 …一方、統計調査員の担い手の減少から1人当たりの受け持ちが多くなり、オートロックマンションの増加など実査を取り巻く環境がますます厳しくなることで、個々の統計調査員の負担は、従来以上に大きくなっている。また、令和3年(2021年)3月末現在の登録調査員は70歳代以上の者が全体の約4割を占めているといった状況にもある。 これらを踏まえて第IV期基本計画期間においては、報告者の理解と協力を確保し、統計ユーザー等に品質の高い統計を提供するため、報告者との直接のインターフェースである統計調査員の確保や研修に関する取組、コールセンターに関する取組を推進するとともに、大学等の学生を統計調査員(以下「学生調査員」という。)として任用する取組など統計調査員の確保や調査環境の改善に取り組む地方公共団体の支援を充実する。 あわせて、統計調査員の活動のボトルネックの解消や機能の一層の発揮のための調査研究を行う。	第4回第4WG (共通基盤)
11	第3-6 (1) 報告者負担への配慮	2件	地方行政記録情報も含めた行政記録情報の活用を本計画に盛り込むべきである。	修正なし (行政記録情報の活用については、地方公共団体が保有する行政記録情報を含め、右の記載のとおり進めてまいります。 また、これまでも、地方公共団体が保有する行政記録情報の活用も含めて、活用状況の把握、フォローアップを行ってきています。)	P44 第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備 6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組 (1) 報告者負担への配慮 (行政記録情報等による代替可能性の検討、報告者の意見聴取) …また、行政記録情報等については、統計調査の一部代替などに、これまで以上に積極的な有効活用をしていく必要があることから、統計調査の企画立案段階において、各府省の政策立案総括審議官等が、調査で得ようとしているデータが他の行政記録情報等から入手できないか、所在確認等を行うこととした。 P45-46 (今後の取組) 一方、これらの取組を行ってきているにもかかわらず、統計調査の回収率は、引き続き悪化しつつあるのが実情であり、統計ユーザー等を第一に考え、報告者負担の更なる軽減を図って回収率を確保・向上し、引き続き品質の高い公的統計を提供する必要がある。 このため、第IV期基本計画期間においては、これまでの取組を更に進めるとともに、報告者の意見を踏まえつつ、その改善、重点化を図っていく。	第5回第4WG (共通基盤)
12			統計調査の実施に当たり、報告者向けにコールセンターを設置することは賛成であるが、その通話料は国が負担してほしい。	修正なし (個別統計におけるコールセンターの活用状況等の事情を踏まえて予算措置の必要性を検討する必要があるため、基本計画に一律に記載することになじまないと考えています。 ご提案は、各府省に共有するとともに、統計委員会が行う「統計リソースの重点的な配分に関する建議」の検討で活用することいたします。)	P37 第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備 5 統計リソースの確保・人材育成 (1) 統計リソースの確保 …統計委員会は、このような時代の変化に的確に対応するための統計リソースの確保を徹底するため、平成31年(2019年)から行っている統計行政の重要課題の推進のための「統計リソースの重点的な配分に関する建議」を引き続き行う。	-
13	第3-6 (2) 統計調査の環境整備、国民全体の統計に対する理解増進	3件	文部科学省と連携し、高等学校の「情報」科目に関する教材や資料を提供し、中等教育段階でも統計教育を推進することを加えるべきである。	修正なし (高等学校向けの教材や資料の提供を含め、右の記載のとおり、習熟度別の学習コンテンツ等を作成してまいります。 また、これまでも、こうした取組みの中で、中・高等学校向けの教育教材を作成・提供してきております。)	P83 別表 今後5年間に講ずる具体的施策 「第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」部分 No.118 ○ 統計リテラシーの向上、また、国民や事業者の統計調査に対する協力意識の醸成や統計人材の育成の観点から、関係府省や高等教育機関等と連携しつつ、「統計の日」を中心とした各種事業・イベントの開催、地方公共団体における取組の支援を行うほか、よりきめ細やかな習熟度別や業務別といった様々な切り口での学習コンテンツ等を作成し、それらの更なる充実を図るとともに、それらの提供手段の多様化も図る。	第3回第4WG (共通基盤)

通し番号	該当項目	延べ意見数	提出意見の概要	意見を踏まえた計画案の修正の有無	計画案（諮問案）に記載されている関連の記述	備考
14			統計調査に対する協力意識を高めるためには、これまでに実施している普及・啓発活動ではなく、報告者にメリットが感じられる施策を講ずるべきである。例えば、既存の広報経費等を原資として、マイナンバーカードの普及策と同様に、民間のポイントを付与するなどの方法も考えられるのではないか。 また、DXを推進する立場の総務省が所管する統計調査において、伝統的な調査員による訪問・紙ベースの調査という考えから早急に脱却する必要がある。	修正なし (デジタル技術の活用による調査手法の改善の取組については、右の記載のとおり進めてまいります。 ポイント付与の提案は、更に検討が必要となるため、各府省に共有するとともに、今後の統計委員会、総務省における各種検討で活用することといたします。)	P7-8 第1 施策展開に当たっての基本的な方針 3 第IV期基本計画における施策展開の基本的な視点 (5) デジタル技術や多様な情報源の活用などによる正確かつ効率的な統計の作成 <u>調査環境の変化等に適切に対応しつつ、デジタル技術の進化やデータ利活用に係る環境の進展等を踏まえ、統計調査や統計作成方法の効率化・報告者の負担軽減に取り組むとともに、より正確な統計の作成を目指す。</u> その際、効率化・報告者の負担軽減は、報告者のためのみならず、回収率の向上による精度向上等を通じて、統計ユーザー等のためになるという意識を持って対応する。 特に、統計調査や統計作成に、新たなデジタル技術を効果的に導入していく。オンライン調査については、導入率は約9割に達しているにもかかわらず、実際の利用率が低迷しており、今後の利用率の向上を目指すなど、既存のシステムの改善に取り組む。 また、正確かつ効率的な統計の作成に有効と考えられる行政記録情報やビッグデータについて、法令上の制約、データの偏り等の特性、電子化の状況等利活用上の様々な課題の解決に取り組む。その際、デジタル社会の実現に向けた取組の一環として行われる、政府のデータ利活用に係る基盤の整備等の取組と連携する。	第3回・第4回第4WG (共通基盤)
15			統計の普及・啓発は、効果が発現するまでに時間がかかるので、継続した取組をお願いしたい。 また、初等教育から統計やEBPMに関する学習機会を設けてほしい。	修正なし (普及啓発の取組を継続的に行うことについては、右の記載のとおり進めてまいります。 初等教育における学習機会の充実の提案は、新たな基本計画に基づいて進める統計教育の取組の中で活用するため、各府省にも共有することといたします。)	P47 第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備 6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組 (2) 統計調査の環境整備、国民全体の統計に対する理解増進 …第III期基本計画期間中においては、統計調査の意義や必要性の理解の確保等を目的とした統計調査の環境整備のため、以下の取組を実施した。 ・ <u>初等教育向け教材の作成及び提供</u> 、全国の教員を対象とした統計指導者講習会、「統計の日」を活用した統計標語募集やグラフィコンクールなどの統計調査への理解増進のための取組 P48 (今後の取組) 一方、このような啓発・周知の取組の中には、効果が発現するまでに期間を要するものもある。これらの取組は、一過性のものとはせず、継続的に対応していくことが必要となる。 このため、第IV期基本計画期間中においては、統計調査の意義や必要性に関する国民の理解を深め、統計ユーザー等に品質の高い統計を着実に提供すると基本的な考え方に立つて、こうした取組を着実に継続するとともに、個別の統計調査における調査環境の実情、回収状況の動向などを把握しつつ、必要な取組の改善を弾力的に行う。	第3回第4WG (共通基盤)
16	その他(用語・形式等)	3件	本文の文言の表現振りに不統一等がみられるため、修正すべきである。	修正あり (公用的用語等に基づき修正いたします。)	P2 第1 施策展開に当たっての基本的な方針 2 第III期基本計画とその実施状況の振り返り (1) 第III期基本計画の策定及び計画期間中の状況 …また、第III期基本計画期間中には、統計ユーザー等や社会が公的統計に対して不信を抱かせる <u>2つの不適切事案</u> が発生し、… P10 第2 公的統計の整備に関する事項 1 国民経済計算の精度向上・充実 (2) 令和12年度(2030年度)に向けた取組:二つの柱 第IV期基本計画における国民経済計算関連の具体的な取組の全体を貫く大きな柱は、次の <u>二つ</u> である。… P2 第1 施策展開に当たっての基本的な方針 2 第III期基本計画とその実施状況の振り返り (1) 第III期基本計画の策定及び計画期間中の状況 (脚注2) 調査の設計を十分な検討をすることなく変更し、その変更を <u>統計法</u> が定める手続きを経て調査計画に反映することを怠ったことに端を発し、… P3 (2) 第III期基本計画の重点事項とその評価 (脚注5) 経済統計を正確に作成するための事業所・企業に関する名簿情報の提供・管理のため、 <u>統計法(平成19年法律第53号)第27条第1項</u> に基づいて整備されるもので、… P4 第1 施策展開に当たっての基本的な方針 2 第III期基本計画とその実施状況の振り返り (2) 第III期基本計画の重点事項とその評価 …今後さらに本格化させることが求められる。 P13 第2 公的統計の整備に関する事項 2 経済統計の体系的整備の推進 (1) 経済構造を把握する統計の整備 …この経済統計体系を <u>更に</u> 発展させるためには、…	-